

議案第三百三号

港区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区情報公開条例の一部を改正する条例

港区情報公開条例（平成元年港区条例第二条）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「記録をいう」の下に「。第五条第一項第一号において同じ」を加える。

第五条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし

し、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人等という。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

三 区が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれ
その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ

第五条第一項第四号ただし書中「身体、健康、生活等」を「健康、生活又は財産」に改め、

同項第五号中「犯罪等の発生を招くおそれの」を「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが」に改める。

第七条の二第一項中「第五条第一項第一号ハ」を「第五条第一項第一号ロ」に改める。

第十二条を次のように改める。

（港区情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問等）

第十二条 実施機関は、この条例による区政情報の公開制度（以下「制度」という。）の運営に関する重要事項について、港区情報公開・個人情報保護運営審議会条例（令和四年港区条例第 号）第一条に規定する港区情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

2 実施機関は、毎年一回、制度の実施状況を前項に規定する審議会に報告するものとする。
付 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区情報公開条例第五条第一項の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開の請求について適用し、同日前になされた公開の請求については、なお従前の例による。

（説明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）

の施行による個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。